



2025年11月13日

各 位

会 社 名 トーヨーカネツ株式会社
代表者名 代表取締役社長 大和田 能史
(コード番号 6369 東証プライム)
問合せ先 取締役専務執行役員 米原 岳史
(TEL03-5857-3333)

従業員持株会に対する譲渡制限付株式としての自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の従業員持株会であるトーヨーカネツ従業員持株会（以下「本持株会」といいます。）を通じて譲渡制限付株式を付与する制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、以下のとおり、本持株会を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年12月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 16,350株
(3) 処分価額	1株につき4,600円 ただし、2025年11月18日から同月21日までの間のいずれかの日の直前取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（以下「条件決定日前取引日の終値」という。）のうち最も高い金額が4,600円を上回る場合には、処分価額は条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額と同額とする。（注1）
(4) 処分価額の総額	75,210,000円（注2）
(5) 処分方法	第三者割当の方法による。
(6) 割当予定先	トーヨーカネツ従業員持株会 16,350株
(7) その他	本自己株式処分については、割当予定先である本持株会が交付を受けることとなる日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書が提出されるまで、譲渡が禁止される旨の制限を付しており、かつ、処分価額の総額が1億円未満であるため、金融商品取引法による有価証券通知書及び臨時報告書は提出していません。

（注1）本自己株式処分の処分価額の決定方法（価格決定期間を設けた趣旨）

本自己株式処分のように、株式を第三者割当の方法により処分して行う資金調達においては、通常、処分決議日に、処分価額を決定いたします。しかし、今回、当社は、本自己株式処分の決議日である2025

年11月13日に、2026年3月期第2四半期（中間期）決算短信等を公表するとともに、当社株式の分割を決議しております。そこで、当社は、当該公表に伴う株価への影響を織り込み、また、既存株主の利益に配慮するため、2025年11月21日に、株価変動等諸般の事情を考慮の上で、2025年11月12日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,600円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額を処分価額として決定いたします。（注2）実際の処分価額の総額は、2025年11月21日に確定することとなる。

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社の従業員に対し、本持株会を通じて当社が発行又は処分する譲渡制限付株式としての当社の普通株式の取得機会を提供することで、当社の従業員の企業価値向上への貢献意欲を高め当社の従業員と株主の皆様との一層の価値共有を進めるため、また、本持株会へのさらなる入会を奨励し当社の従業員の財産形成の一助とすることを目的として、2025年8月8日開催の当社取締役会において、本制度を導入することを決議いたしました。なお、譲渡制限付株式は、当社又は当社子会社の従業員である本持株会の会員のうち、本持株会に割り当てられた株式に係る持分を取得することに同意した者であって国内非居住者に該当しない者（以下「対象従業員」といいます。）に対してのみ付与されます。

本制度の概要については、以下のとおりです。

<本制度の概要>

本制度においては、対象従業員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として金銭債権（以下「本金銭債権」といいます。）が支給され、対象従業員は本金銭債権を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象従業員から拠出された本金銭債権を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当該普通株式の1株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象従業員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定します。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結します。また、対象従業員に対する本金銭債権の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象従業員は、本持株会に係る持株会規約（以下「持株会規約」といいます。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

<本自己株式処分の概要>

その上で、当社は、対象従業員に対し、特別奨励金として金銭債権合計75,210,000円を付与し、本持株会に対し、当該対象従業員より当該金銭債権の拠出を受けた本持株会が当該金銭債権を現物出資財産として当社に給付することと引換えに、当社の普通株式合計16,350株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。

本自己株式処分は、当社が会員に金銭債権を付与し、当該金銭債権の拠出をもって本持株会に自己株式を処分するもので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、16,350株を本持株会へ処分する予定です。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数8,023,074株に対する割合は0.20%、2025年9月30日現在の総議決権個数78,211個に対する割合は0.21%（いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。）となります。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

当社と本持株会は譲渡制限付株式割当契約を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

（1）譲渡制限期間

本持株会は、2025年12月1日（払込期日）から2028年11月1日までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることはできない。

（2）譲渡制限の解除条件

対象従業員が、譲渡制限期間の間、継続して、本持株会の会員であることを条件として、対象従業員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式について、譲渡制限期間満了日に、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、対象従業員が、譲渡制限期間中に、定年（ただし、定年退職後再雇用された場合は、当該再雇用期間の満了。以下定年について同じ。）、契約期間満了、死亡、海外赴任、取締役昇格その他当社の代表取締役社長が正当と認める事由により、本持株会規約に従って、本持株会を退会した場合には、当社は、本持株会が対象従業員の退会申請を受け付けた日（会員資格の喪失又は死亡による退会の場合は、当社が会員資格の喪失又は死亡を知った日。以下、「退会申請受付日」という。）において対象従業員が有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日の翌営業日をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

譲渡制限を解除する場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に通知するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象従業員が保有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替えるものとする。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点その他契約書に定める所定の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

無償取得を行う場合、当社は、本持株会に対して、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を通知するものとし、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、当該通知の到達した時点において当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得

が行われる本割当株式に応じた部分について、当該対象従業員の保有する譲渡制限付株式持分から控除するものとする。

(4) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。また、本持株会は、本持株会規約の定めに従い、本割当株式に関して対象従業員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかず本持株会が取得した株式に関して対象従業員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

(5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日（以下「組織再編等効力発生日」という。）の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部について、本譲渡制限を解除する。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として当社が対象従業員に本金銭債権を支給し、対象従業員が本持株会に本金銭債権を拠出して、本持株会が本金銭債権を当社に現物出資することにより行われるものです。その処分価額は、恣意性を排除した価額とするため、2025年11月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である4,600円と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額としております。このような自己株式処分の処分価額の決定方法は、既存株主の利益に配慮した合理的な方法であり、また、処分価額を市場株価と同額に決定する方法であるため、本方法によって決定される本自己株式処分の処分価額は、本持株会にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

なお、2025年11月12日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である4,600円の、東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入）は次のとおりとなります。

期間	終値平均 (円未満切捨て)	乖離率
1ヶ月（2025年10月13日～2025年11月12日）	4,555円	0.99%
3ヶ月（2025年8月13日～2025年11月12日）	4,486円	2.54%
6ヶ月（2024年5月13日～2025年11月12日）	4,197円	9.60%

本日開催の監査等委員会（監査等委員である取締役4名（うち社外取締役3名））は、上記処分価額について、本自己株式処分が対象従業員に対してインセンティブを付与すること等を目的としていること、及び処分金額が取締役会決議日の前営業日の終値と条件決定日前取引日の終値のうち最も高い金額を比較し、高い方の金額であることに鑑み、割当先である本持株会に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続に関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立した第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以上